

第17回教育委員会（臨）

開会日時 平成27年 7月 30日（木） 午前 10時00分
閉会日時 午後 00時00分
開会場所 教育支援センター研修室

出席者

| | |
|-------|---------|
| 教 育 長 | 中 川 修 一 |
| 委 員 | 高 野 佐紀子 |
| 委 員 | 青 木 義 男 |
| 委 員 | 松 澤 智 昭 |

出席事務局職員

| | | | |
|------------|---------|------------|---------|
| 事務局次長 | 寺 西 幸 雄 | 教育総務課長 | 小 林 緑 |
| 学務課長 | 榎 木 恭 子 | 生涯学習課長 | 浅 賀 俊 之 |
| 学校地域連携担当課長 | 木 内 俊 直 | 指導室長 | 栗 原 健 |
| 教育支援センター所長 | 新 井 陽 子 | 新しい学校づくり課長 | 新 部 明 |
| 学校配置調整担当課長 | 水 野 博 史 | 施設整備担当副参事 | 荒 張 寿 典 |
| 中央図書館長 | 荒 井 和 子 | | |

署名委員

教育長

委 員

午前 10時 00分 開会

- 教 育 長 本日は、3名の委員の出席を得ましたので、委員会は成立いたします。
ただいまから、平成27年第17回の教育委員会臨時会を開催いたします。
本日の会議に出席する職員は、寺西次長、小林教育総務課長、榎木学務課長、浅賀生涯学習課長、木内学校地域連携担当課長、栗原指導室長、新井教育支援センター所長、新部新しい学校づくり課長、水野学校配置調整担当課長、荒張施設整備担当副参事、荒井中央図書館長、以上11名でございます。
本日の議事録署名委員は、会議規則第29条により高野委員にお願いいたします。
本日の委員会は、2名から傍聴申し出がされており、会議規則第30条により許可しましたので、お知らせいたします。
それでは、議事に入りますが、本日の議題は、先週の第16回教育委員会で聴取できなかった報告事項につきましても聴取いたします。

○専決処分

1. 教育財産の取得について

(資料・学校地域連携担当課)

- 教 育 長 それでは、専決処分を聴取します。専決処分1「教育財産の取得について」、学校地域連携担当課長より報告願います。

- 学校地域連携担当課長 専決処分1「教育財産の取得について」、ご説明申し上げます。
本件は、従前、学童クラブとして使用していた成増南学童クラブ、大原学童クラブの施設について、財産上、区所有の行政財産となっているものを教育財産として取得したものでございます。
これは、あいキッズ室として使用するため、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第28条第3項並びに東京都板橋区公有財産規則第9条第1項の規定により、教育財産として引き渡しを受けたもので、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第21条第2項により、4月1日から教育委員会が教育財産として管理するものでございます。
なお、東京都板橋区教育委員会の権限委任に関する規則第3条第1項の規定により、教育長の臨時代理による報告となります。
説明は以上でございます。

- 教 育 長 質疑、意見等がございましたら、ご発言ください。
よろしいですか。

(はい)

○処分案件

1. 「学校給食調理等業務委託」に関する公文書部分公開通知書に係る審査請

求に対する再々弁明書の提出について

(学一1・学務課)

教 育 長 それでは、続きまして、処分案件を聴取します。処分案件1「学校給食調理等業務委託」に関する公文書部分公開通知書に係る審査請求に対する再々弁明書の提出について」、学務課長より報告願います。

学 務 課 長 資料「学一1」をご覧ください。

「学校給食調理等業務委託」に関する公文書部分公開通知書に係る審査請求に対する再々弁明書の提出について、ご説明いたします。

このたび、「学校給食調理等業務委託」に関する公文書部分公開通知書に係る審査請求について、再反論書及び証拠書類の提出がございましたので、これに対する再々弁明書を審査庁である板橋区長に提出いたします。

なお、証拠書類は、3月に同じ請求人から申し立てのありました住民監査請求の監査結果の文書であります。

なお、この事案は審査請求申立人が平成27年3月10日付で提起した審査請求に対する再々弁明でありまして、最初の弁明につきましては4月23日の教育委員会において、再弁明については6月25日の教育委員会においてご報告しているものでございます。

1、概要でございます。

(1) 件名は記載とおりでありまして、再反論書及び証拠書類につきましては別紙1のとおりでございます。

本日は、証拠書類については抜粋を添付させていただいております。

(2) 請求要旨ですが、板橋区が黒塗りし、非開示とした部分の開示を求めるものでございます。

2、再々弁明書につきましては、前ページ、別紙2となります。

それでは、2ページをご覧ください。

再反論書について、概略、ご説明をいたします。

再反論につきましては、4点についてなされております。

1点目は、2番の(1)になりますけれども、黒塗りばかりの文書による非開示は板橋区情報公開条例に反するとし、また、この請求人が3月に行った住民監査請求における監査委員の意見が援用されております。

続いて、3ページになりますが、2点目は、請求人が、履行確認書類が要らないと言った事実はないとされております。

3点目、教育委員会の犯罪誘発の予防のためという主張も承服できないとしております。

4点目は、教育委員会の不誠実な対応も納得できないとしているものでございます。

続きまして、4ページをご覧ください。

こちらは、請求人が証拠書類として添付した住民監査請求の監査結果でございますが、抜粋しております。

この住民監査請求は高島第三小の給食調理業務委託におけるプロポーザル契約について行われたもので、監査の結果、棄却となっております。5ページになりますが、監査委員の意見のところに記載のとおり、契約手続きの経過については情報公開の方法を含めて、多くの区民等の理解が得られる方策を検討されたいとの意見をいただいております。

続いて、6ページをご覧ください。

再々弁明書でございます。

先ほどご説明しました再反論4点のうち、2点について弁明を行うものでございます。

1点目は、再反論の1点目に対応するものでございますが、マスキングによる公開については、区情報公開条例に基づき行ったものでありまして、妥当であること。

一方、住民監査請求の監査結果における監査委員の意見に対しましては、今後、契約の妥当性を担保する情報公開の方策を検討していく旨、記載をしております。

2点目は、再反論の3点目に対応するものでございますが、記載のとおりでございます。

なお、このほか、再反論の2点目については、前回の反論と同内容であるため、また、4点目については、教育委員会として弁明する内容ではないため、弁明は行わないものでございます。

以上により、審査請求人の請求の棄却を求めるものでございます。

説明は、以上でございます。

教 育 長 再々弁明ということですね。
質疑、意見等がございましたら、ご発言ください。

高 野 委 員 再反論の4のところに、教育委員会の不誠実な対応に納得できない、3ページ
の一番下のところで、東京都の他の区は担当課の職員が内容についてきちんと説明
してくれたが、板橋区ではそうではないというようなことが書かれているので
すけれども、今は、もうこの書類のやりとりだけで、ことにそういうことがあっ
たということはないのですね。

学 務 課 長 個別にご説明ですとか、そういったことは、現在はしておりません。

高 野 委 員 分かりました。

教 育 長 内容の違いもあるでしょうしね。よろしいでしょうか。

(はい)

○報告事項

1. 平成27年第2回区議会定例会（6月）一般質問答弁要旨（教育委員会）

（資料・次長）

教 育 長 それでは、続きまして、報告事項を聴取します。報告1「平成27年第2回区議会定例会（6月）一般質問答弁要旨（教育委員会）」について、次長より報告願います。

次 長 それでは、資料に基づきまして、平成27年第1回区議会定例会の一般質問でございます。

こちらにつきましては、改選後、初めて開催された委員会ということで、初当選された議員の方から多くの質問がなされています。

6月5日、6月8日ということで、2日間にわたって行われたものでございませぬ。

主なところをかいつまんでご説明いたします。

1番目、自民党の間中りんぺい議員。

1番、教育について。発信型教育の導入についてということで、まさにアクティブラーニングを見据えたご質問だったかと思えます。

こちらについては、協同学習の導入や授業改善の一層の推進、あるいは、言語活動の促進など、子どもたちが人前で表現する機会を多く設定するなどして、小学校の段階から、思考力、表現力を育成していきますというようにお答えしております。

2番目、同じく自民党の中村とらあき議員。

こちらは、3番のところの（2）、中央図書館の移転計画における説明方式についてということで、今回の議会では、中央図書館の移転に関して、何件かご質問が出ております。

2ページに移りまして、③移転先の地域住民への説明についてというご質問がございまして、移転候補地の地域住民に対しても、常盤台支部の町会長会議で3回説明を行い、情報提供と意見の収集に努めてきたということと、声が出ておりますのは、利用者やイベントに対しての支障ということでしたので、利用者、イベントに可能な限り支障が出ないように、利用状況を把握するとともに、今後、設置する区民懇談会や準備説明会において地域住民の意見収集を行い、基本構想に反映していくということで、来週、周辺の方の説明会を予定しているところでございませぬ。

続きまして、3ページ、自民党の坂本あずまお議員。

6番の産業文化遺産としての野口研究所について。（1）平成27年第1回区議会定例会の代表質問以降の野口研究所の動きについてということで、ご質問がございました。

これは、教育委員会でも何回か説明をしてございますが、3月26日付で土地の売買契約が成立いたしまして、旭化成不動産レジデンスが土地所有者となっております。

旭化成不動産レジデンスに土地の取得について申し出ているところでございませぬ。

すが、現在の野口研究所の土地においてマンションの事業を行わないということについては難しいということで、継続するという意思是崩していない状況でございます。

文化財の保全については、民間事業者として対応可能な範囲で土地の一部を分譲とするというご回答をいただいているところでございまして、この時点では、旭化成不動産レジデンスと野口研究所の土地建物を近代化産業遺産として保全するための交渉を継続しているとお答えしてございますが、7月17日付で、文書で区から改めて旭化成宛に回答いたしまして、旭化成から提案のあった土地の部分の譲渡について、こちらとして希望しているということと、価格、あるいは土壤汚染等の一定の条件が整えば取得したいということで回答をしてございます。

続きまして、4ページです。

公明党の成島ゆかり議員でございます。

安全施策についての(2)防犯カメラ設置推進についてということで、通学路への防犯カメラの設置についてのご質問でございます。

こちらは、後段にあります、「東京都通学路防犯設備整備事業」の活用に当たっては学校敷地内の設置とならざるを得ないので、設置効果が認められる学校について調査・検討を進めているということで、通学路における防犯カメラの設置に当たっては、区全体の方針を踏まえ、学校と連携し対応していくということで答弁してございます。

その後、関係の部課と具体的な協議調整に入っていて、なるべく早く何とか条件を設置できないかという検討を、現在、進めているところでございます。

公明党の鈴木こうすけ議員は、やはり中央図書館の建て替えに関しまして、今度は、現在建っている常盤台の地域の方への理解についてという質問が(2)でございます。

中央図書館の平和公園の移転改築につきましては、町会長会議や地域団体の説明を3月から8回実施してございます。今後も町会長会議や地域住民に対して説明を実施する予定でございます。

中央図書館に至近の地域の住民には、40年以上親しまれた施設が移転することに対する思い、あるいは平和公園に移転した場合、図書館の利便性が不便になるのではないかなというふうなお考えをお持ちの方が多数いらっしゃる認識してございます。

今後も、また、説明会等を通じまして一層の理解が深まるよう、丁寧な情報提供に努めていくと答弁してございます。

続いて、公明党の田中いさお議員、5ページでございます。

「こどもの幸福を最優先するまち」ということで、エコスクールについて、②です。学校の改修・改築時におけるエコスクールの実施についてというご質問でございます。

エコスクールに相当するような施設整備を現在行っているわけですが、エコスクールとして認定を受けていないという状況でございます。

そういうことで、環境教育に活用できる施設として整備していることを情報発

信したり、あるいは、区民の方にアピールしたりするということで不足をしているのではないかと考えておりました、今後実施する学校施設の改築、大規模改修等に当たっては、エコスクール事業として認定を受けられるような計画を策定し、エコスクールとしての施設整備を推進していきたいと答弁してございます。

続きまして、6ページ、共産党の山内えり議員。

3番、教育について。(1)子どもの貧困と教育格差についてということで、私費負担の軽減、あるいは教材費の無償化についてご質問がございまして、7ページが一番上ですが、教材費の無償化についてご質問でございます。

学校での教育活動に要する経費のうち、教育活動の結果として、教材・教具その他、あるいは直接的な利益が児童・生徒に還元されるものについては私費負担ということをお願いしているということです。

ただし、就学援助制度によりまして、対象者には学用品費を支給し、保護者の負担の軽減に努めているという現状についてお話しした上で、学校における教材費については、その実態を踏まえ、使用する教材の精査について学校へ働きかけていきたいということで、使わない余分なものは買わないようにというようなことの精査を呼びかけていきたいと答弁してございます。

続きまして、8ページです。共産党の吉田議員です。

1番、平和都市板橋を目指して。教科書採択についてということで、②教員の閲覧の充実ということでご質問がございまして、もっと拡大したらどうかということですが、当区で閲覧展示に割り当てられている最大数が5セットとなっていることから、現状、展示場所を増やすことは非常に難しいと答弁してございます。

続きまして、同じページの10番、市民クラブの五十嵐やす子議員でございます。

こちら図書館のサービスについてということで色々質問がございまして、9ページが一番下でございますが、資料の貸し出しサービスについてということで、さらに拡充ができないのかというご質問でございます。

区立図書館の資料の貸し出しについては、11館いずれでも貸し出し・返却を行ったり、指定した図書館での予約図書の貸し出しを行ったりしているほか、地域図書館から遠い浮間舟渡駅と徳丸地域センターには返却用のブックポストを設置して利便の向上を図っているということを答弁して、なお、図書館に来ることが難しい方については、障がい者サービスとして、資料の宅配サービスを実施しているということについて周知を図っていきたいと答弁してございます。

最後のところですが、12番、無所属の井上温子議員。

1番、学校教育と子どもの放課後についてということで、こちらは、「みんなの学校」というドキュメンタリー映画がご質問のときにちょうど上映されておりました、その活用についてご質問がございました。

「みんなの学校」については、校内に特別支援学級をつくらず、全ての子どもがともに学ぶ学校づくりを目指したドキュメンタリー映画であるということ。

各学校で、地域の方々や子どもたちに向けた上映について、映画の内容を確認し、上映する場面が想定できるようであれば、情報提供について検討していくと

いうように答弁してございます。

概略でございますが、以上でございます。

教 育 長 ご質問、意見等がございましたら、ご発言ください。

高 野 委 員 5 ページの田中いさお議員のところのエコスクールについてですが、これは「エコスクール事業として認定を受ける」とあるのですが、これは受けることと受けないことでどう違いがあるのでしょうか。

新しい学校づくり課長 こちらは、この補助金のメニューに、一般の改修とエコ改修とメニューが2つございます。補助率は変わらないのですけれども、こちらのエコスクールの方を使うと、採択の優先度が高いのです。

ただ、今まで一般の補助金の方でも不採択になったことはなかったので、従来どおり、普通の方の補助金で出していました。

同じことをやっているのですけれども、対象が一緒だったので、そちらの方で出していたのですけれども、エコスクールの方は、国の方で何年度にこの補助金を使った自治体名とかの一覧表が出ます。

この中に板橋区が1個も入っていませんので、同じことをやっっているながら、アピール度が足りないのではないかなというようにお話をいただきました。

今後ですけれども、大規模改修に当たっては、メニューが分かれるのですけれども、ここに該当するような、例えばLED照明ですとか、太陽光の発電に関してはこちらのメニューの方で補助金申請を出して、エコスクールの認定を受けるような形で進めようと考えてございます。

高 野 委 員 分かりました。例えば保護者の方たちが学校に行ったときにでも、この学校はエコスクールの認定を受けていますという表示が出されることで、環境問題に学校が取り組んでいるということが保護者や地域の方に伝わっていくのもいいのかなと思いますが、そういうことも可能なのでしょうか。

新しい学校づくり課長 表示板を出せるかどうか、よく国の場合だとそういう表示板がある場合もありますけれども、エコスクールに関しては、表示があるかどうか、ちょっとそこまで確認していませんが、逆に、こういうことは要望できると思いますし、国の方で出すパンフレットというか、報告書の中に、「板橋区、何年、どこの学校、エコスクールとして認定を受けている」というようには出るとお思いますので、教育広報ですとか色々なところで報告することはできると思います。積極的に活用できればと思います。

高 野 委 員 よろしくお願ひします。

教 育 長 そのほか、いかがでしょうか。

松澤委員 2点なのですけれども、こちらの質問などで、やはり中央図書館の件がかなり注目されているという感じは受けたのですが、中央図書館はどういうものができると、どこに行くのかというのが非常に気になる場所なのかなと感じます。

あと、こちらの中でも、本の種類というか、ものが21番目というのが書いてあり、特別区の中でも少ないというようなご意見があったのですけれども、これから新しくしていく上で増やしていくというのは、ご検討があるのかということと、あと、私なんか考えるのは、やはり1つの中央図書館だけで補うというよりも、板橋区全体での種類を増やしていくというのも方向の1つかなと思っていて、それをネットワークでつないで、どちらの場所にどういうものがあるかとかという形にしていくと、さらに種類ですとか、色々なものが増えていくのではないかなと考えているので、その辺はどうお考えなのでしょう。

中央図書館長 1点目の中央図書館の移転改築についてでございます。

2月の文教児童委員会におきまして、施設等検討会で、中央図書館機能を有したまま、現存の老朽化した、45年経過して、バリアフリー化の対応ができていない、エレベーターを設置していない中央図書館をどうするかということを検討しました。常盤台地域内の平和公園に移転という報告をしましたところ、この次の定例会が6月にございましたので、一般質問をいただいたところでございます。

3月末より、パブリックコメントの募集ですとか、また、区民の説明会、こちらの答弁にもありますように、町会長会議ですとか、一般区民に対する説明会を積み重ねてまいりました。

また、6月の定例会では、跡地の公共施設の整備計画、個別整備計画のマスタープランについても議会で報告されましたので、その跡地、常盤台地区をどのような移転計画、全体像を示して、それも合わせて、6月からは説明を重ねてきているところでございます。

現在も、先ほど次長からも紹介させていただきましたけれども、来週にもまた平和公園の近隣住民に対する説明ということで、常盤台地域センターで説明会をする予定です。やはり45年間常盤台にあったという事実、それに対して、一定の常盤台地域の方には、移転することに対するまだ反対などもございますし、平和公園の方では、現在、活動している方ですとか、イベントに使っていらっしゃるの、その辺は、やはり不安材料、心配材料があるということは重く受けとめておりまして、今後も、基本構想検討会の方でどのような中央図書館、区立図書館の全体像もあわせて検討する中で、今後の将来を見据えた機能を盛り込み、板橋区に合致した、また、魅力ある中央図書館を、区民の方の意見も取り入れながら、構想を固めていきたいということでご理解をいただきたいと思っています。

2点目の区立図書館の蔵書数のお話でございます。

こちら21番目ということで、下から数えて3番目ということで、十分認識してございまして、新しい図書館ができました暁には、ICT化も含めて、新しい蔵書数をどうするか、種類をどうするかということ、中央図書館を中心とし

て、検討会でも考えていきたいと思っております。

現在は、地域図書館と図書館システムをつないでおり、全館の予約・貸し出しもできますので、そういう目録ですとかは全てシステム化がされていますので、それも含めて、中央図書館には、専門書も含めて、種類、蔵書バランスを、地域図書館は一般書ですとか予約・貸し出しを中心にとということで機能分担をいたしておりますけれども、その辺も踏まえて、蔵書構成の管理、そのICT化も含めて、よりよい方向性で進むような形で検討していきたいと思っております。

松澤委員 ありがとうございます。今後も、そういったソフト面とハード面の方で検討をしていただくといいかなと思います。よろしくお願いします。

中央図書館長 そのようにさせていただきたいと思っております。ありがとうございます。

松澤委員 あと、もう1点だけ、ちょっと野口研究所のことがこちらにも書いてあったのですけれども、やはり板橋の中でも非常に重要な場所だという認識もございますので、検討を重ねていただいて、できる限り残していただければいいかなと私も感じました。

生涯学習課長 今、野口研究所のお話がありましたけれども、現在、土地の所有者であります旭化成不動産レジデンスと協議を進めているところでございます。

7月17日に、区の考え方を文書で回答させていただきました。

極力、私どもの求めている土地の範囲で譲渡していただきたいということと、価格は相手側と区側の乖離がある、離れているということで、こちらについては、私どもの要望している価格での譲渡をお願いしたいというもの、それから、建物等がございます。その建物等についても譲渡していただきたい。そして、土壌汚染が今現在確認されております。鉛や水銀というものがございますので、これについての除去、それから、封じ込めについて、相手側の方の負担で実施していただきたいという旨を提示いたしまして、現在、旭化成不動産レジデンス内部で検討しているという状況でございます。

今後、こちらを取得して、広く文化財として、区民の皆様、そういった方たちに見ていただけるような状況を目指して取り組んでまいります。

本日、机上、横置きで、そのときの回答文書を各委員のところに置かせていただきました。後ほど、目を通していただければと思います。

教 育 長 青木委員。

青木委員 先ほどの中央図書館の件ですけれども、蔵書のお話が出まして、それで、これは伺いたいというのも含めて、私に関係する、例えば千代田区ですとか、あとは大学の関係で藤沢市といったところは、大学が地域に開かれる図書館というのを意識しているので、特に専門書の面では、板橋ですと医学部系統の帝京大さんな

どがございまして、そういったところをうまく活用することで、蔵書数を見かけ上増やすことができるというような話があります。

千代田区の方も、我々理工系の専門図書を見ていただくという形で、区民の方に自由に8月も入っていただいて、今年に関しては日曜日も開けるような形で、公開の図書館という形をどんどんとっておりますので、板橋でもそういう、うまい連携をとっていただくような方向性がもし検討されているようであれば、ぜひ、その辺もうまく活用されると、蔵書数が、専門書も含めて、増えるのかなと思っておりますので、検討をもしできるようであれば、お考えいただければと思います。

中央図書館長 ありがとうございます。現状を申し上げますと、今、東洋大学の大学図書館につきましては、夏休み中と時期を限っているのですが、板橋区民の方に開放していただけるということになっています。

また、大東文化大学の場合は、やはり地域に開かれたということで、逆に、今、試験期間中のご遠慮いただいているようなのですが、予約貸し出しはかなわないんですけれども、自由に、一日、大東文化の方が、地域住民の方が入って本を読んで閲覧してもいいということでPRをしていただいています。蔵書数ということでは、ちょっとそこまでの提携はしていないのですが、その辺のところでも大学連携ですとかも視野に入れて、リサーチをし、調整ができればと思います。ありがとうございます。

青木委員 ありがとうございます。閲覧室の開放というのも結構大きいものですから、夏場やなにかは、ぜひ、そういうものも進めていただければと思います。よろしくお願いたします。

教育長 中央図書館という意味では、差別化というか、先ほどあったバランス的な部分での板橋の中央図書館の特色化のような、そのあたりも、ぜひ検討していただきたいと思います。

よろしいでしょうか。

(はい)

教育長 ありがとうございます。

○報告事項

2. 平成27年6月11日・12日 文教児童委員会要旨

(資料・次長)

教育長 では、報告2「平成27年6月11日・12日 文教児童委員会要旨」について、次長より報告願います。

次 長 それでは、文教児童委員会でございます。
6月11日、12日の2日間に開かれました。
専決処分の報告につきましては、学校給食費の分割納付にかかわる和解の決定
について報告したところでございます。こちらについては、もう既に教育委員会
でご報告している内容でございます。
その他、項目の6番から16番まで、教育委員会関係の報告をさせていただきます
ました。
内容については、一般質問と重複しますので、省略させていただきたいと思
います。

教 育 長 何か、ご質問、ご意見等ございますでしょうか。
よろしいでしょうか。

(はい)

○報告事項

3. 平成27年度教育に関する事務の管理及び執行状況の点検・評価に伴う外部
評価報告と二次評価表の提出及び審議について

(総-1・教育総務課)

教 育 長 それでは、報告3「平成27年度教育に関する事務の管理及び執行状況の点検
・評価に伴う外部評価報告と二次評価表の提出及び審議について」、教育総務課
長より報告願います。

教育総務課長 「総-1」の資料をご覧くださいと思います。

この表記につきまして、外部評価委員の皆様による外部評価が決定いたしました
ので、ご報告いたします。あわせて、二次評価についてのお願いでございます。

まず、別紙1の1ページをご覧くださいと思います。

重点1の豊かな心と健やかな体の育成。

評価評語では「継続」ということでいただいております。

おおむね順調に展開しているという評価でございます。2つ目に、環境教育
や福祉教育・ボランティア学習は実施率が充足されている。さらなる質的向上を
期待しているというような評価でございます。

3点目に、不登校対策についてですが、出現率にあらわれない学校や教員の努
力もあるので、子どもの意識や行動の変化を把握するための具体的な指標の設定
を工夫する必要があるだろうということで、新たなプランの方にも導入してい
きたいと考えてございます。

こちらに関しましては、先日の教育委員会で青木委員の方からご指摘があった
ようなところでもございますので、目標とその成果が連動するような形で、成果
指標を構築していきたいと考えてございます。

不登校の原因についても指摘がございました。

最後のところですが、最後のパートに関しましては、様々な視点からの取り組みが必要なものもありまして、プランを構成していく中で、どこまで関与していくのか、その精査も必要であるということで、このプランの管理についてのご指摘がございました。

2 ページ目でございます。

確かな学力の育成ということで、評価評語は「継続」でございます。

おおむね順調に展開しているということで、フィードバック学習方式の展開は先進的な事業として高く評価できるということで、他のところの教育委員会の事業についてもご覧になっている先生方がいらっしゃるしまして、フィードバック学習については大変興味をお持ちになられておりまして、すごく先進的な事業だということで、東京都との比較等についてもお話がございました。

先日、教育長から話がありまして、これは東京都が板橋のものを参考にしてつくられたというようなところもあったのは、昨日聞きましたので、そこまでのお返事はできなかったのですが、そういったところで興味を持たれていたという事実がございます。

2 点目についてです。

事業指標についてということで、こちら指標に関するご指摘でございます。

子どもの学力がどのように改善されたか、その目標をより具体化する方が目標もより明確になるということで、指標についてのお話でございます。

次の点については、前のパートと同様なので省略いたします。

4 点目です。勉強ができる子とできない子の二極化が広がっている。勉強が苦手な子どもに対しても補習を行うなど、フォローを充実させることを望みたいと。

5 点目です。次期学習指導要領改訂を睨んで、資質・能力を育む指導を希望したいということ。

最後に、常に学習を見直すための校内研修を充実してほしいということが挙げられています。

重点の3の読書活動の充実です。

評価評語は「継続」でございます。

1 点目に関しては、本を読む大切さの啓発を、教員もこれまで以上に行ってもらいたいと。

2 目が司書の配置。学校図書館ボランティアの育成など、その活用方法も含めて今後さらに充実させることを望みたいということでした。

3 点目には、学校図書館の活性化について、教員、学校図書館ボランティア、ICT支援員などが協力した説明会の工夫も希望するということでございます。

4 点目は、指標のカテゴリーなので省略いたします。

最後、読書活動推進計画に期待したいということがございます。

重点4、教員の指導力向上では、評価評語は「継続」でございます。

おおむね順調に展開しているということで、教育支援センターへの期待が大き

いと、その機能をより高めるために、各学校、教職員の実践が板橋区で共有される必要があると、区の教職員を講師として積極的に活用し、教職員の意欲を高めるような工夫をしていただきたいということでございます。

3点目に、地域や家庭の考え方に教員が直接触れ合い、連携することを検討してほしい。

次に、学びのエリアについて、通学区域と学びのエリアが随分ずれているということがあるので、情報交換がうまく機能していないエリアもあるので検討してもらいたいということ。

それから、最後は、重点1と同様のものなので、省略いたします。

4ページでございます。

重点5の家庭における生活習慣の形成支援ですが、こちらも評価評語は「継続」。

外部評価コメントの後ろに「継続」とありますが、これはちょっと写すのを間違えました。失礼いたしました、削除願います。

おおむね順調に展開しているという評価でございます。

「入学前に身につけたい10の生活習慣」については、啓発活動としても有効である。

次の点。中学生版も有効なので、中学校入学時についても改めて生徒・保護者・教職員等への周知について工夫してもらいたいと。

最後のところですが、家庭教育学級はよいものであり、予算上の検討ももう少ししてもらいたいというご意見がございました。

重点6の地域人材による学校・家庭支援の促進。

評価評語は「継続」。

あいキッズ事業は板橋区の先進的な事業であり、その成果が高いことがうかがえる。この事業では、より一層の広報と人材育成が望まれるというお話がございました。

2点目に、学校支援地域本部事業については、コーディネーターの質的向上が不可欠であるため、今後さらなる充実を期待していきたいというお話でございます。

重点7の安心・安全で魅力的な学校環境の整備。

評価評語は、「継続」です。

1点目には、ICT支援員の拡充は是非とも必要であると考えます。校内の情報教育担当者との連携を図るなど、量的・質的拡大を図るとともに、学校間の垣根を越えた協力体制などの模索も必要ではないかということで、こちらは、視学官の先生がいらっしゃいまして、その委員の方のお話ですと、文科省の方でICT支援員を拡充するように、配置するようというお話があるのですが、なかなか配置している自治体が少ないというようなどころがありまして、先進的な事例、これをやめることのないようというお話がございました。

3点目です。適正規模・適正配置については、今後も重要な課題と考える。将来的には、義務教育学校の設置も視野に入れた検討を進めていくことも必要であ

るというご指摘でございます。

重点8、教育委員会の改革ですが、評価評語は「継続」。

これまで何カ所かで指摘を受けている点で、最後のセンテンスのところですが、特に重要と考える課題に焦点化していくことについても検討を行っていただきたいということで、この評価について絞り込む必要があるだろうというようなお話をいただいております。

2点目ですが、2番目では、この点検・評価が次につなげるイノベーションにつながっていきけるようにしてもらいたいというように、私どもの方では捉えております。

6ページです。

特別に評価すべき事業ということで、服務規律の確保（体罰・個人情報保護）ということで、評価評語は「継続」です。

色々取り組み方についてもご意見をいただいているのですがけれども、最後のところにまとめられていると思いますので、公務員としての服務規律の確保については、今後も、引き続き、重視すべき課題として取り上げ、常に意識して取り組むことを希求したいというところでございます。

次に、特別に評価すべき事業の②、いじめ対策。

評価評語は「継続」です。

地道に活動してもらいたいということで、2つ目に、いじめを早期発見し、学校全体で早期に対応・解決していくための手法について研修を行うことも必要であるとしてございます。

最後に、特別に評価すべき事業の③、通学路の交通安全対策ということで、評価評語は「継続」でございます。

コメントは、自転車事故については、家庭も含めた、みんなで新しい認識を持っていくような活動を進めていってほしいと。

2点目に、見守り隊、スクールガード等による学校訪問やその活動を紹介することによって、地域全体で児童生徒を見守っていくという意識や行動がさらに広がっていければよいというようなご意見がございました。

「総-1」の1ページに戻っていただければと思います。

続きまして、二次評価についてでございます。

二次評価の提出用のものと別紙2があります。記載例を別紙3としてつけてございます。

提出期限は、平成27年、本年8月17日月曜日をめどにお願いしたいと思います。日数が少なくして申し訳ございません。よろしくお願いたします。

3の二次評価の審議についてですが、8月26日の第18回教育委員会において、審議・決定をお願いしたいと考えてございます。

今後のスケジュールですが、本日を終わまして、二次評価の決定後、9月8日、庁議報告、9月25日に区議会（文教児童委員会）報告、10月下旬、「教育委員会が行う点検・評価」結果の公表ということで、ホームページなどで公表していきたいというように考えてございます。

裏面、2ページをご覧いただきたいと思います。

参考資料についてということで、別紙4と別紙5に参考資料をつけてございます。ご参考にしていただければと思います。

それと、6に、確認ですが、前年度の「教育委員会が行う点検・評価」からの変更点についてということで、これを4月の教育委員会でお諮りしまして、承認いただいたものですが、評価評語を4点に変えて、「拡大」「継続」「改善」「縮小」というこの4種で種別していただきたいという流れでございます。

こちらの理由は、前にもご説明いたしました、経営改革を実施している行政評価と評価評語を合わせたものでございます。よろしく願いいたします。

それと、二次評価に関しまして、これまで評価評語にコメントをつけていただきましたが、それについては、委員の皆様からのご意見に従いまして、取りやめということにしております。

説明は以上でございます。よろしく願いいたします。

教 育 長 ご質問、ご意見等がございましたら、お願いいたします。
松澤委員。

松 澤 委 員 何点かあるのですけれども、まず、気づいた点で、重点8の教育委員会の改革というところで、先ほどの中学生を対象とした「生徒会交流会」の評価がよかったということでございましたので、これからの流れとしまして、やはりそういった実際に子どもたちと触れ合うというか、話すのを期待されているのかなという感じは受けるので、そういった企画も少しずつですけれども、していかれたらよろしいかなと感じました。

教育総務課長 開かれた教育委員会ということで、教育委員の皆様と交流していただきまして最後のところで、講評いただいております。また、点検評価の委員の皆様からも、このプランをつくるに当たって、学校の生徒自身から話を聞くことが可能かというような話まで出ていたのですね。

ただ、そこまですると時間的な余裕が厳しかったので、校長先生を通して意見を聴取してみたいというような考え方はあります。

そういった点では、当面のところでは考えてございますけれども、つながりを持つのは必要かと思っておりますので、工夫していきたいという思いです。

教 育 長 これは、近年、どんな話題が中心になっているのですか。

教育総務課長 一昨年は、いじめ。それで、昨年は、スマホの使い方というのを生徒自身が考えて、各学校の代表者が2名ずつ出ていまして、その2名の方々が自主的運営の中でそういったものをつくってくるといったところで、最後のパートのところで、各専門家、担当の校長先生ですとか、それと教育委員の先生方がその中に入って行って議論して、最後に、講評やプレゼンテーションを繰り返す、そういうよう

な形で実施しています。

教 育 長 松澤委員、続けて、どうぞ。

松 澤 委 員 あとは、やはり一つ一つの、重点1のところにも不登校の原因を明らかにしていくことを望むというところなどが書いてあって、特別に評価すべき事業の②のいじめ対策というのがあるのですけれども、やはりいじめが不登校の原因になるということもあるかとも思っておりますので、そういったことも含めて、この一つ一つのものを今度はつなぎ合わせていけるような場面というか、そういったところも大事なかなというのは感じました。

教 育 長 指導室長。

指 導 室 長 不登校の要因については、要因が明らかになれば、それが不登校の解消につながるということで、非常に有力な情報になってくるかと思えます。

ただ、なかなか難しいのが、なぜ不登校になったのかということを経験としてはつかみにくい状況もありますので、何とか、そのあたりを解決できるようにしていきたいと思えます。

以上です。

教 育 長 それは複合的な要素だと言えるのではないですかね。

指 導 室 長 本人からの聞き取りでもなかなかその要因が見抜けません。様々な、家庭環境があつたり、学校生活があつたり、なかなか学習ができないなど、まさに複合的な様々な要因が絡んでいるというのが多いです。

教 育 長 そのほか、いかがでしょうか。

日程等も含めまして、よろしいでしょうか。

(はい)

教 育 長 それでは、よろしく願いいたします。

○報告事項

4. 平成27年度「第一回かなざわ講座」実績報告について

(生-1・生涯学習課)

教 育 長 報告4「平成27年度「第一回かなざわ講座」実績報告について」、生涯学習課長より報告願います。

生涯学習課長 それでは、資料「生-1」をご覧ください。

平成27年度「第一回かなざわ講座」の実施報告でございます。

日時につきましては、7月6日に実施したものでございます。

テーマは、「工芸の街、金沢の歴史と文化」という形で、金沢学院大学副学長、山崎先生にお話をいただきました。

来場者数でございますけれども、募集定員は150名という形で設定しておりましたが、それを超える応募者がございまして、最終的には180名の応募がございました。

この30名をどうするかということを考えましたけれども、会場レイアウトを工夫することによって、全員、受講していただくということで、全て受講していただいた次第でございます。

参加者の方からは、大変よろしかったというアンケートの結果も出てございまして、今後も第2回、第3回とございますけれども、期待しているという状況でございます。

下の8番のところにアンケートの抜粋を書かせていただきましたけれども、板橋と金沢、やはり交流都市であるということから、大変関心が高かったということが伺えてまいります。

また、先生のお話も非常に魅力的であったということで、参加者も多くの方が満足していただいたということでございます。

雑駁ですが、説明は以上でございます。

教 育 長 ご質問、ご意見等がございますか。

(なし)

○報告事項

5. 平成27年度「第1回板橋区・岩手大学連携講座」実績報告について

(生-2・生涯学習課)

教 育 長 それでは、続いて、報告5「平成27年度「第1回板橋区・岩手大学連携講座」実績報告について」、生涯学習課長より報告願います。

生涯学習課長 それでは、資料「生-2」をご覧ください。

平成27年度「第1回板橋区・岩手大学連携講座」の実施報告でございます。

こちらの連携講座は、7月22日にグリーンホールで行いました。

テーマにつきましては、「盛岡高等農林学校と宮澤賢治」というテーマでございます。

講師は、岩手大学人文社会科学部教授、山本先生でございます。

この先生は、同大学の宮澤賢治センターの代表でもございます。

こちらにつきましても、当初、募集定員は200名ということで設定いたしましたが、それを超える228名の応募がございました。

前回と同様、会場レイアウトを工夫することによりまして、全員受講していた

だけるように工夫いたしたところでございます。

こちらにつきましても大変好評で、来場者の多くの方からアンケートの回答をいただいております。

大変分かりやすい内容であったということ。それから、宮沢賢治さんの魅力について非常に掘り下げてお話をいただいたということで、多くの方からよかったと好評をいただいたところでございます。

雑駁ですが、説明は以上でございます。

教 育 長 どうぞ、お願いします。

高 野 委 員 このかなざわ講座と、それから、岩手大学との連携講座と両方参加させていただきましたが、アンケートの内容でも分かるように、受講者の方々が大変熱心に聞いていらっしゃいました。

金沢市との関係ということで、当日、このかなざわ講座が行われた7月6日の日は、金沢市から氷室の氷が届いて、ちょうど区役所1階のギャラリーに展示されていた日でした。昨年も同じ日にやはりかなざわ講座を開いて、金沢と板橋の関係というものを強く意識できる日に設定されたのは大変よかったですと思いました。

金沢市や岩手大学との関係で、このような講座が今後も継続的に行われていくことは大変結構だと思っております。

参加者の方々が学ぶ意欲に溢れていらっしゃって、人数も会場いっぱいですし、皆さん、本当に熱心に聞いていらっしゃいました。

ですから、こういう区民の方々の学ぶ意欲というものをしっかり受けとめて、それにお応えできるような講座をこれからも色々と開催していただけたらいいのかなと思っております。

生涯学習課長 ありがとうございます。

教 育 長 このかなざわ講座は、年3回ですか。

生涯学習課長 そうです。3回です。

教 育 長 3回。岩手の方は年1回ですか。

高 野 委 員 岩手は、去年は1回でしたね。今年は3回ですか。

生涯学習課長 3回です。

教 育 長 よろしいでしょうか。

(はい)

○報告事項

6. 板橋区における「特別支援教室」導入について

(指-1・指導室)

教 育 長 それでは、続きまして、報告6「板橋区における「特別支援教室」導入について」、指導室長よりお願いいたします。

指 導 室 長 「指-1」をご覧ください。

板橋区における「特別支援教室」導入についてです。

まず、概要につきまして、ご説明いたします。

「東京都特別支援教育推進計画第三次実施計画」に基づいて、今年3月末に東京都から「特別支援教室の導入ガイドライン」が発表されました。

板橋区におきましても、今年度の4月から、各小学校の「特別支援教室」、場所の設置状況を調査し、区内の教員で構成しましたプロジェクトチーム等で検討を行いました。

拠点校といたしましては、当初は現在の通級指導学級設置校（6校）を考えております。

巡回指導は、拠点校の教員が「巡回指導教員」として行います。

平成29年度までは試行的な実施とさせていただき、平成30年度から完全実施ということで進めてまいります。

現在、通級指導学級（情緒）に通級している児童につきましては、来年度も引き続き、「通級指導学級」、または在籍校の「特別支援教室」で指導を受けていただく予定でおります。

4月から新たに「特別支援教室」で指導を受ける児童については、各校の「校内委員会」でまず指導の必要性を判断いただき、その後、区教育委員会における「判定委員会」において、指導の有無を判定することになっております。

指導の終了についても、各校の「校内委員会」において判断を行い、その後、区教育委員会において検討・判定を行うということになります。

裏面をご覧ください。

関係する教員等についてのことでございます。

まず、巡回指導教員でございますけれども、拠点校が本務校でありますけれども、巡回校も兼務校ということで、巡回校の職員という立場でもあります。

特別支援教室専門員の配置でございます。

東京都から非常勤職員として特別支援教室専門員が各校に1名配置されます。勤務日数は、月16日ということです。

特別支援教室専門員の仕事の内容ですけれども、巡回指導教員や特別支援教育コーディネーター、在籍学級担任等との連絡調整や教材作成、また、児童の行動観察や記録の作成、学級担任の支援などを行います。

次に、巡回臨床発達心理士等の配置です。

これも都費で配置されますが、この臨床発達心理士等が、各校、年間10回巡

回して、対象児童の状況を把握し、その個別の状況に応じた専門的な指導をするための助言を、巡回指導教員や、在籍校の学級担任、特別支援コーディネーターなどに行うということになります。

次に、区民・保護者・児童に対しての周知です。

既に東京都のものはホームページ等でも公開されているところですが、板橋区版のリーフレットの作成、広報等での周知のほか、説明会の開催も検討しています。

特に、現在通級指導を受けている児童の保護者の方には、別途、説明会を開催する予定でございます。

次に、研修の実施です。

教員を対象としたものです。次の4つの職層を考えています。

まず、校長・副校長対象、そして、通級指導学級の担任、各校にいる特別支援コーディネーター、そして、学級担任、この4つに分けて、今年度、2学期以降になりますけれども、研修を計画しております。

最後に、物品購入や工事等についてです。

特別支援教室で必要な物品に関しては、初度調弁として特別支援教育係を指導室の方で設置いたします。

簡易工事としては、子どもたちが活動するときに、安全に活動できるということで、蛍光灯にボールをよけるカバーの設置や、また、棚や絵画を隠すカーテンの設置等を予定しています。

大規模な工事につきましては、平成28年度に巡回指導を開始する学校は必要ないと考えておりますけれども、平成29年度に巡回指導を開始する学校については、工事を実施する学校が何校かあるということで、今、確認しているところです。

主な工事の内容としては、パーティションの設置やエアコンの設置、和室改修工事などを予定しております。

工事が必要な学校については、今年度9月中旬までに打ち合わせしてということで進めてまいります。

以上でございます。

教 育 長 大きな流れの改革が行われるわけですが、ご質問、ご意見等がございましたら、お願いいたします

高 野 委 員 巡回指導教員の先生のことについて少しお伺いしたいと思うのですが、今、情緒の通級学級のところの拠点校となっている学校がありますね。

そういう拠点校の先生方は、現在はどんな勤務をされていて、そして、今後は巡回指導教員として勤務の状態が、どのようになるのかなと思ひまして。

平成28年度については、この拠点校に通級してくるお子さんもまだいらっしゃるわけですね。

そうすると、どういう先生がどんな動きをされるのかなというのが分からない

のです。それが1点。

それから、あと、巡回校での指導を受ける空き教室などについて、工事の必要はないということですが、スペース的に、専門的な、それ専用のお部屋が用意されるのかどうか、その2点についてお伺いしたいのですが。

教 育 長 お願いします。

指 導 室 長 まず、1点目でございますけれども、現在の勤務の状態といたしましては、子どもたちが通ってきます。ですから、子どもたちを受け入れて、そこで、子どもからすると、週1日、指導時間は2時間の子もいれば、最長5時間の子、給食を食べて1日いる子もいます。そのお子さんたちに、自分の学校で指導するということが主な業務です。

そして、年間数度になりますけれども、その教員が在籍校に出かけて行って、在籍校での様子を観察し、学級担任との状況を確認し、どのような指導が今後必要かというようなことを確認する、それも業務の1つとして行っています。

来年度につきましては、今年度の業務とあわせて、半分のお子さんたち、人数はまだ確定はできませんけれども、同じような指導を、今度は在籍校に教員が出かける回数が多くなるということです。

観察だけではなくて、実際に指導するということで、教員は在籍校と拠点校の双方に行くということになります。

教員の数につきましては、子どもの人数に合わせてということですので、余り大幅に増えるということは、今のところ、予定はありませんけれども、ただ、子どもの人数がどうなるかによって、また、変動が出ると思います。

2点目についてですけれども、部屋のことです。

平成28年度、来年度、試行する学校につきましては、大きな改造といいますか、ものは必要ないところということで、プロジェクトチームの方で検討して選びました。

ただ、部屋の大きさについては、やはり各学校まちまちです。それから、多くの学校では、何か、ほかの用途でも使っている、専用の部屋ということではなくて、例えばランチルームを兼用して使うとか、カウンセリングルームを兼用して使うというような場所もあるという状況になります。

以上です。

高 野 委 員 今、情緒の通級というのは、子どもたちは、午前中、在籍校で授業を受けて、午後に行っているという学校も聞いたのですが、全部がそういうわけではないのですか。

指 導 室 長 これは、その子の状況や、また、在籍校の時間割りによって、なかなか、在籍校で活動させたい授業が、ここは抜けない方がいいだろうというようなこともありますので、その子の状況によって様々な時間設定をしております。

高野委員 分かりました。では、これで。

教育長 よろしいですか。

高野委員 はい。

次長 施設の方なのですけれども、高野委員のおっしゃるように、厳しい学校があるのも事実なので、改築や大規模改修、あるいは増築のときに対応せざるを得ないのかなという学校もありますので、この実施状況を見て、とりあえず各学校にそういうスペースは確保しますけれども、それで十分なのかというのは少し検証しながら、また、さらに拡充を考えていかなければいけないのかなと思っております。そこは今後の課題だと認識しています。

高野委員 私も、この中の1つの学校に聞いてみたのですけれども、相談室を使うか、あとは、クラブハウスがあって、今はあいキッズが使っているけれども、あいキッズがまだ始まらない時間なのでそこを使うとか、そんなことで、まだはっきりしていないというようなことをおっしゃっていました。

また、このようになると、今まで通級だと通わなかった方たちも、自分の学校で指導が受けられるということになると、対象となる方や、希望される方も増えてくるのかなというような気もしますので、施設、設備面では、実態に合わせて検討していただくようお願いしたいと思います。

指導室長 今の後半の部分がまさにこの特別支援教室の制度を始める目的の1つで、本来は通いたい、だけれども、時間的な問題や保護者の付き添いが1つの壁となって、行けないようなお子さんにも必要な指導を充実させましょうという考えですので、恐らく人数的には増えるということが予測されます。

教育長 今現在、通級指導に通っている子どもの数というのは、分かりますか。

指導室長 5月1日現在の数ですけれども、169名です。
1つの設置校につき、およそ30名前後ずつ通っております。

教育長 来年度以降なのですけれども、巡回指導とは言いながら、通級したいという保護者や児童が出てきたときに、同じ学校でも巡回する子どもと通級する子どもが出る可能性があります。そこを今度は拠点校がどう割り振っていくかというところで、ある程度、時期的に早いところで数を抑えておかないと、スタートの時期がどンドンずれていくというようなこともあるのかなと、これは難しいところだと思っておりますけれども、その辺、今までのような、入級の審査等もあると思うのですけれども、そのタイムスケジュールも少し検討されていくといいかなと思

ます。

指導室長　　まず、校内委員会で検討するということが先になりますので、そのスケジュールに十分間に合うような形で進めてまいりたいと思います。

教　育　長　　青木委員。

青木委員　　今の高野委員のことも含めてなのですけれども、こういう巡回をとるとするのは、私は、ある程度必要だと思っているのは、私の本務校でもそうなのですけれども、やはりこういうのがある、専門の方たちが様々なケースというのをきちんとつかんでいることがとても大事なのですね。それで、こういう拠点校から出かけて行ったり、来ていただいたりしている。

一人一人違うパターンを全部認識して、それで、実は一番大事なものは横展開という形で、情報共有を全てのこの拠点校なら拠点校の皆さんでやっていただいて、こういうパターンもある、こういうパターンもあるというのを皆さんが認識することがとても大事という、高等教育の中でもそういうパターンが増えてきているので、その辺のやりくりをこれからの計画の中で、少し、十分このパターンはこういったらいい結果が出たとか、いわゆるロールモデルというものをうまく活用できるような情報共有をぜひ進めていただければと思っています。

その辺も含めてご検討いただければと思います。

指導室長　　主に巡回指導教員同士の、学校を超えての情報共有や協議する場ということを実施させていきたいと思っています。ぜひ、よろしくお願いします。

教　育　長　　松澤委員。

松澤委員　　何点かあるのですけれども、校内委員会と区の教育委員会の判定委員会というのがございますけれども、これというのはどういった中身になっていますか。

指導室長　　校内委員会ですけれども、まず、当該校の学校生活の中で一番情報を持っているのは、学級担任が情報を持っていますけれども、このお子さんに特別な支援が必要かどうかということで、まず、そのお子さんを特定し、その子について、まず、担任の意見が一番の情報源にはなるかと思えますけれども、校内の管理職、そして、養護教諭、また、スクールカウンセラー、そういった様々な学校の中でそれぞれ組織されますので、その組織として、このお子さんにどのような支援が必要なのか、通級指導が本当に必要なのかということについて協議をする場が校内委員会になります。

判定委員会の方は、教育支援センターが所管にはなりますけれども、ここでは心理の専門家、医師も交えて、教員も交えて、そのお子さんが特別支援学級に通級した方がいいのかどうかということについて判定する、そういった会議です。

7. 大学との事業連携に関する協定の締結について

(支ー1・教育支援センター)

教 育 長 それでは、報告7「大学との事業連携に関する協定の締結について」、教育支援センター所長より報告願います。

教育支援センター所長 「支ー1」の資料をご覧ください。

大学との事業連携に関する協定の締結についてです。このたび、福井大学大学院教育学研究科と、日本女子大学に加えて、新たに5つの大学と事業連携に関する協定を締結することができましたので、報告いたします。

1番の事業連携に関する協定締結大学ですが、次の5大学です。

つい先日の6月30日、日本大学理工学部と日本大学芸術学部との締結が行われました。

協定の概要ですが、「地域社会と連携した学術研究や教育の実践」、「学術研究の成果及び人材の提供」についての相互協力、連携でございます。

具体的な事業内容ですが、学習支援ボランティアの受け入れ、研修講師及び共同研究の実施、そして、就業体験実習としての学生の受け入れ等々を行うというところで、今現在、学習支援ボランティアの受け入れが進んでいるところでございます。

2枚目。これが大学と板橋区教育委員会との連携に関する協定書でございます。

それから、3ページ目、4ページ目が、実際に締結が行われた大学に担当の職員が伺って、学生を対象に学習支援ボランティアの募集をするときのパンフレットでございます。

以上でございます。

教 育 長 先週、東洋大学と淑徳大学の方に行ってお挨拶してきたのですけれども、大学側も非常に乗り気で、特に東洋大学の方は、とにかく学生が非常に意欲的だし、そういう経験が彼らのキャリア形成にとって非常にいいというような話をいただきました。

ただ、こちらが受け入れ側として、何か、駒のように使うのではなくて、やはり育成という視点も含めた対応というのが大事なのかなということを感じました。

いかがでしょうか。

青木委員、どうぞ。

青 木 委 員 本大学と締結していただきまして、ありがとうございます。

おかげさまで、この学習支援ボランティア、実は、先日、板橋区役所学習支援センターの担当の方に私どもの学内での説明会に来ていただきました。おかげさまで、非常に丁寧な説明をしていただいたこともありまして、現状で、ぜひ学生支援ボランティアをやりたいという、数学系、物理系の学生が18名申し込みをしてきてございます。

時期的には、この夏から秋に向かって、どういう形でというのはご相談になる

かと思うのですけれども、ぜひやりたいというような学生の意気も高いというところが出てきてございます。

それと、別件にはなりますけれども、それ以外の事業連携の内容ですけれども、少しご紹介させていただきたいのは、この今日机上でも配られている教育科学館ニュースに出てきている「光学の板橋」展の中でも、私の方の物理の教員、それから学生が行って、実験教室をするというのを8月4日に決めました。

また、私自身も、今度の環境講演会ですか、ここでブースを出させていただいて、学生たちと実験デモンストレーションというような形で、こういった協定の実質化に寄与するような、こういうやり方もあるというところで積極的に取り組んでいきたいと思っておりますので、ぜひとも、ご協力よろしくお願ひします。

教 育 長 ありがとうございます。あと、実は東洋大学とは、往還型の交流というのが行われていて、これは明らかに大学側が単位に認定するという、インターンシップというような形で行っているのもあります。恐らく大学側としては、これは青木委員にお聞きしたいのですけれども、こういった形の教員養成というのが増えていく可能性が大なのかなと思っておりますのですけれども。

青 木 委 員 おっしゃるとおりで、今、文系の方だと思うのですけれども、インターンシップというのが各企業などで、今、3年生も含めて、夏場だけではなくて、今度は冬場も出てきまして、非常に多くなってまいりました。

そういった意味での教員養成というのは、こういう、あらかじめ教育の現場を知るといのは非常に彼らにとって覚悟する上で大事でございます。

その辺も、この間の説明会、それから、教職課程の教員から、都度、絶対にやっておいた方がいいという指導はしていて、やはりそういうことで、入ってからこうではなかったという齟齬が生まれにくいことが間違いなく出てくると思うので、東洋大学さんも含めて、単位認定というやり方がいいのか、あくまでインターンシップ的なやり方がいいのか、まだ検討の余地はまだあるのですけれども、こういうことは大学の学生たちに非常に大事な経験になると思ひます。ぜひ進めていきたいと思ひます。

教 育 長 よろしいでしょうか。

(はい)

○報告事項

8. 板橋区教育支援センターの研修室の利用状況について

(支-2・教育支援センター)

教 育 長 では、報告8「板橋区教育支援センターの研修室の利用状況について」、教育支援センター所長より報告願ひます。

教育支援センター所長

「支ー２」の資料をご覧ください。

教育支援センター研修室の利用状況についてです。

まず、教育支援センターの研修室ですが、４部屋ございまして、研修室Ａ、Ｂ、Ｃと小研修室でございます。研修室Ａ、Ｂ、Ｃにつきましては、仕切りを外して１部屋として使用することもできます。

利用状況については、月別と研修室別、時間帯別に分けて整理いたしました。

この利用状況をまとめるに当たりましては、右下にございますように、午前１、午前２、それから、午後１、２、夜間というように、１日を５つの貸出枠として分けまして集計させていただきました。

まず、月別の利用状況についてですが、稼働率は、４、５、６の３カ月で、月平均６３．７％でした。

教育支援センター、または指導室が主催する研究会、または研修会、これは２９．３％、それから、教育委員会が主催する定例校長会等のものが３４．９％、そして、幼稚園、小学校、中学校の自主校長会等、または研究会等が１１．２％、教育支援センターの事業打ち合わせが１７％、センターはＩＣＴ関係の研修会・事業を多く担当しておりますので、この打ち合わせが１７％と多くなっております。

それから、教育委員会以外の部の主催事業が７．６％となっております。

２番の研修室別、時間帯別利用状況ですが、どの研修室も午後の１、２が多く利用されています。これは、教員対象の研修会がこの時間帯に実施されるからだと思います。

午前中は比較的利用が少ない中で、Ａの研修室が多く利用されております。これはエレベーターに近い部屋なものですから、そこの貸し出しが若干多くなっているのかなと思っております。

今後とも、研修室を活用していただけるように、広報活動に努めてまいりたいと思っております。

以上です。

教 育 長

ご質問、ご意見等ございますでしょうか。

高野委員。

高 野 委 員

開所してから３カ月の間ですが、非常に多くの方々に研修室を利用させていただけて、大変結構だと思います。

この研修室以外の件で、教育支援センターのことを質問してもよろしいでしょうか。

教育支援センター所長

はい。

高 野 委 員

この４月から教育相談室がこちらに、今までの蓮根の教育相談所が移転してきましたけれども、相談者の方々にとって、常に変わらない場所、時間が用意され

ているというのがとても安心できて、大切なことだと聞いておりました。

ですから、今回、蓮根からこちらに場所が移ったということで、相談者の方々に混乱とか、ご不満とか、そういうことはなかったでしょうか。その辺を少しお伺いしたいと思います。

教育支援センター所長 場所が変わったことで、相談件数が減るのではないかという不安があったように聞いておりますが、実際に、4月、5月、6月と相談件数は昨年度より増しております。昨年度の蓮根の相談所、センターを比較しますと、4月は1.1倍、5月は1.03倍、6月は1.68倍というように、かなりの数が増えているところですよ。

成増の相談所におきましても、昨年度よりも1.4倍、または2.6倍、1.3倍というように増えている状況にあります。

それから、相談者の感想というほどのものでもないのですが、教員も研修に参りますので、そこで相談者と会うことが問題なのではないかというご意見もあったものですから、すぐにエレベーターに乗っていけるような形で職員が誘導しております。そのことについて感謝をされることや、「きれいになってよかった。」ということもお聞きしているというように職員は言っておりました。

以上でございます。

高野委員 こちらに移るということで、設計の段階から、なるべく一般の方と接触しないで利用できるように色々配慮していただいていたので、そういう結果を聞いて安心いたしました、ありがとうございます。

教育長 ありがとうございます。
よろしいでしょうか。

(はい)

○報告事項

9. スクールソーシャルワーカー配置事業の実施について

(支-3・教育支援センター)

教育長 それでは、報告9「スクールソーシャルワーカー配置事業の実施について」、教育支援センターより報告願います。

教育支援センター所長 資料3をご覧ください。

スクールソーシャルワーカーの配置事業の概要でございますが、区立学校に在籍する児童・生徒の問題行動等（いじめ、不登校など）の課題に、関係機関等と連携して支援に当たることを目的として、教育支援センターにスクールソーシャルワーカー（SSW）を配置するというところでございます。

背景としましては、主に3点考えております。

まず、1点目ですが、問題行動の背景に、児童・生徒の置かれた様々な環境の問題が複雑に絡み合っていて、関係機関等と連携した支援が欠かせないということ。

それから、2つ目としましては、板橋区における不登校の出現率が、国や都と比較してやや高く、家庭との連携をより一層図っていく必要があるということ。

あわせて、平成27年4月1日に「生活困窮者自立支援法」が施行されたことにより、教育委員会の新たな役割というものが期待されているということ。

こういったことから、今年度よりスクールソーシャルワーカーを配置したいと考え、対応してまいりました。

配置の人数ですが、4人以内と考えております。非常勤職員です。

その職員ですが、社会福祉士、精神保健福祉士等、福祉に関する資格を有する者が望ましいのですが、状況によっては、こういった教育や福祉の両面に関して専門的な知識をもっていて、過去に教育や福祉の分野において活動経験の実績等があるといった方を選定していきたいと考えているところです。

配置の日数ですが、月16日で、1日7時間45分ということを考えております。

時間帯につきましては、夕方も対応できるように、8時30分から19時15分の間で考えていきたいと考え、今、要綱をつくっているところです。

それから、事業開始につきましては、この9月1日からと考えているところです。

配置につきましては、教育支援センターにスクールソーシャルワーカーを配置し、要請のある学校に派遣する。または、学校を巡回して対応に当たっていくという方法をとっていきたいと考えております。

募集においては、ホームページに、そして7月25日の広報いたばしに載せております。

必要な予算については、9月補正で要求する予定です。

また、東京都スクールソーシャルワーカー活用事業を活用して、補助をいただき、行ってまいります。

以上でございます。

教 育 長 ご質問、ご意見等はございますでしょうか。

高 野 委 員 不登校などの問題で、先生方が大変一生懸命対応していただいておりますけれども、こういった専門家のスクールソーシャルワーカーの方が配置されるということは、お忙しい先生方にとっても大変心強いと思います。

7月25日に募集が始まりましたが、現在のところ、応募の状況などはいかがでしょうか。

教育支援センター所長 現在のところ、まだ、こちらの方には希望が出ておりませんが、締め切りが8月7日までだったと思いますので、そこで応募がなければ、新たに募集をかけ

る等していきたいと考えているところです。

教 育 長 よろしいでしょうか。

高 野 委 員 はい。

教 育 長 「チーム学校」という言葉が最近、しきりに耳にされる場所ですけれども、色々な考え方がある中で、教員が子どもと向き合う時間を確保するという意味でも、専門職を学校の中に、スクールカウンセラーやスクールソーシャルワーカーを入れるという、その方向性を板橋はとても先進的に取り組んでいると思います。

○報告事項

10. あいキッズ土曜日実施に関するニーズ調査結果について

(地-1・学校地域連携担当課)

教 育 長 では、報告10に移らせていただきます。「あいキッズ土曜日実施に関するニーズ調査結果について」、学校地域連携担当課長より報告願います。

学校地域連携担当課長 それでは、あいキッズ土曜日実施に関するニーズ調査結果と実施方法（案）について、ご報告申し上げます。

資料の方は「地-1」をご覧ください。

昨今の就労形態の多様化から、土曜日に就労する保護者が以前に比べ増加しており、そうした家庭からは、土曜日におけるあいキッズ実施の要望が高まってきているところでございます。

また、今年度から、きらきらタイム登録の児童を対象に放課後児童健全育成事業として位置づけたところですが、「板橋区放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例」におきまして、土曜日を実施していないため、開所日数が基準の250日を下回っているところでございます。

これは、条例の中でも、付則で、経過措置といたしまして、暫定的にこれを受け入れて、240日以上ということで実態に合わせているところでございます。

一方、あいキッズの土曜日の実施に当たりましては、保護者の利用ニーズの把握、委託法人の受け入れ体制の確保など、運営面での課題も非常にございます。

こうした課題を検討するため、学校や委託法人との調整、保護者の利用ニーズの調査を行いまして、庁内検討組織におきまして、あいキッズの土曜日実施についての方向性をまとめていくこととなりました。

今後、板橋区としましても、これまで受けてきた土曜日実施に対する要望を重く受けとめまして、保護者の仕事等と子育ての両立支援、こういったものを一層進めていきたいと考えているところでございます。

このたび、保護者の利用ニーズの結果とともに、土曜日のあいキッズの実施方法（案）につきまして取りまとめましたので、ご報告申し上げたいと思います。

では、利用ニーズ調査の結果でございますが、1枚おめくりいただきまして、

別紙の「あいキッズ土曜日実施に関するニーズ調査結果」をご覧くださいと思います。

期間が、平成27年6月15日から6月22日までで、区内全52の区立小学校あいキッズ登録児童のうち、きらきらタイム及びさんさんタイムオレンジに登録している児童の保護者3,551名を対象に調査いたしましたところ、2,657件の回答を得たところでございます。

回収率といたしましては、74.8%でございます。

続いて、6の調査結果でございますが、(3)の土曜日の利用規模につきましては、平日に就労している家庭のうち、土曜日にも就労により留守となる家庭は27.3%となっております。

これまで参考にしてきたほかの調査、平成27年度あいキッズの申請書の分析では19.9%、区立保育園の利用実績では、昨年度は14.1%ということでしたので、これよりも高い割合でございました。

次に、2ページ目をご覧くださいと思います。

(4)の土曜日の利用規模につきまして、土曜の留守家庭のうち、利用料が新たに発生してもあいキッズを利用したいというご意見が90.1%ございました。

就労家庭のあいキッズへのニーズが高いということが伺えます。

続いて、(6)土曜日のあいキッズの利用を希望する時間帯でございますが、利用開始を希望する時間は午前8時からが最も高く、58.3%、利用終了の希望時間は午後5時までが34.4%、午後6時までが26.9%ということで、午後6時までを合算いたしますと75.8%となっております。

最後に、(7)の土曜日のあいキッズでの過ごし方に求めるものにつきましては、土曜日のあいキッズの活動についても、平日と同様、室内活動だけでなく、屋外等での動的な活動のニーズが高いことが伺えます。

続きまして、2の実施方法の検討についてご報告します。

2ページ目にお戻りいただきたいと思います。

ニーズ調査を踏まえまして、放課後児童健全育成事業として位置づけて、対象者を土曜日に就労等により留守家庭となる児童といたしまして、実施拠点は室内を中心としながらも、時間帯により校庭を使用できるように検討してまいりたいと考えております。

また、開設時間、実施頻度につきましては、今後さらに検討してまいります。

なお、利用者負担につきましては、平日夜間の育成料、今現在、きらきらタイムの育成料でございますが、1時間当たり、月額1,200円を頂戴しております。

これに準じまして、受益者負担の観点から、土曜日につきましては、17時以前というのも有料化いたしまして、時間帯に限らず、土曜日の利用者負担ということで、補食代を含めて検討してまいりたいと考えております。

そのほか、関連する事業についてでございますが、学校施設開放事業につきましては、原則、時間帯や施設及び利用方法については従来のおりとしてまいりたいと考えております。

めていってもらいたいというようなことでのご意見をいただきました。

続いて、プロポーザルの関係でございますが、あいキッズの契約については、単年度の契約となっております。

しかしながら、毎年、事業者が変わってしまうと、子どもたちにも影響があるだろうということで、6年間は随意契約できるようなシステムにしております。

6年ごとに新たな事業者の競争性を持った選定ということで行っているところでございますが、今年度、再選定を行うところが23校あります。

これは、6年経過したあいキッズとともに、学童クラブの委託を受けていたところについては、あいキッズになるときに引き続きお願いしますというような形でやっておりましたので、通算で6年を超えているというところも合わせますと、23校ということが多くなっております。

そこについてのプロポーザルを行わなければいけないので、それまでに土曜日の実施についても確定して、それを公表してまいりたいというところでは考えています。

一方で、それ以外の29校については、引き続き、随意契約というようなことになろうかと思っておりますので、そこへの法人の説明というのも同じタイミングでいきながらということで、もう既に、一応、打診はしております。実際に受け入れ側ができないということになりますと実施自体が困難ということなので、土曜日にやった場合にはどうでしょうかというようなお話はさせていただいております。今、18の法人が受けておりますが、いずれの法人も今の時代の流れからやっていくのが妥当なんでしょうねというようなことでご意見はいただいております。

高野委員　　そういう意味では混乱は余りなさそうですか。

学校地域連携担当課長　　はい。法人、受け入れ側としては、その方向でということでは考えてございます。

高野委員　　はい。

教 育 長　　松澤委員。

松澤委員　　調整のところで、子どもの遊び場の事業と、いきいき寺子屋事業と重なるということですけども、まず、あいキッズの児童と校庭を共有したときには、あいキッズでの子どもと普通に来た子どもとのすみ分けというのは非常に難しいのかなと感じるのでですけども、その辺をどう考えているのかというのが1つ。

あとは、いきいき寺子屋事業の方で、寺子屋の方々も多分事業を練ってやってこられるとは思いますが、そちらと、あいキッズの事業者さんで土曜日のプランを考えていかれるということが、2つかぶってしまうと思うのです。

それと、もう1つ、次の学校の土曜プランも含まれてくるので、その辺のプラ

ンをもう少し詰めていかないと、どこの部署でどうするという事になってしま
うと思うので、その辺はどうお考えでしょうか。

学校地域連携担当課長

まずは、子どもの遊び場事業でございますが、これまでの直営の学童クラブ、
あるいは委託の学童クラブでも、放課後子ども教室、あるいは校庭開放と共有し
ながら学校の校庭を活用したりというようなことがありましたので、そこは一緒
にうまく共有できるのかなと考えております。

今現在、子どもの遊び場事業の方も、平均の利用人数が1校当たり20人程度
というところになっておりますので、そこで、今回のニーズ調査からしても、恐
らく20人弱のお子さんたちかなというところなので、実際に指導員が2人はつ
きますので、すみ分けはできるのかなと考えております。

また、寺子屋事業につきましても、土曜日の午前中にやっていることが多いと
ころです。そういったところには、クラブ活動、あるいはイベント形式のもので
参加できるような、同じ学校名を使っていますので、できるようにしてまいりた
いと考えています。

その際に、当然、子どもが参加するに当たっては、あいキッズのスタッフを寺
子屋事業の方にも、かかわり合いを持てるようにしていきたいと思えます。

そこから、あいキッズのスタッフが地域の方々とも顔見知りになることによ
って、副次的に、関係が広がったり、コミュニケーションがとれるようになって
また、新たな展開ができるかなというところには期待しているところでございま
す。

それから、土曜授業プランについては、当然、利用するのが土曜授業プラン終
了後ということにはなりますが、一方で、お昼は、今のところ、お弁当を持参し
ていただくと考えていますので、その際に、あいキッズに寄ってお弁当を冷暗
所に保管できるような形をとりながら、一回、あいキッズに来てもらってから登
校してもらうような形になろうかと、そういうところは、今後は個別に学校との
調整になろうかなと考えているところでございます。

教 育 長

学校と寺子屋事業の調整というのは、もう、当然、各学校で行われているわけ
ですよね。

学校地域連携担当課長

土曜授業プランとは重ならないようにということになっております。

高 野 委 員

今、私も実際に寺子屋にかかわっているのですがけれども、土曜だけではなくて、
平日の放課後にクラブ形式のものもやっております、ですから、子どもたちは、
一回、あいキッズに行って、荷物を置いて、寺子屋に参加して、またあいキッズ
に帰っていくということで、結構、心配なく、順調に過ごしていますね。

あと、夏季休業中も、子どもたちがあいキッズに行って、それからプール指導
に行ったりするので、そこの中を抜けて、子どもたちが違う事業に参加するとい
うことは割とスムーズにいつているのかなと私は感じています。

教 育 長 よろしいでしょうか。

(はい)

○報告事項

1 1. 学校開放事業見直しに伴うパブリックコメント募集結果及び区の考え方について

(地-2・学校地域連携担当課)

教 育 長 それでは、報告11「学校開放事業見直しに伴うパブリックコメント募集結果及び区の考え方について」、学校地域連携担当課長から報告願います。

学校地域連携担当課長 学校開放事業見直しに伴うパブリックコメント募集結果及び区の考え方について、ご報告を申し上げます。

資料番号は「地-2」の資料をご覧いただきたいと思います。

去る平成27年6月27日から7月17日にかけて、パブリックコメントを募集させていただきました。

37の個人、団体からご意見をいただいたところでございます。

それらのご意見の概要と区の考え方についてご報告申し上げます。

2ページ目をご覧いただきたいと思います。

まずは、制度全般につきまして、部活動優先は理解できるが、使用しないときの開放許可は迅速な連絡をお願いしたいとのご意見をいただいたところでございます。

区の考え方といたしましては、各学校から毎月10日までに翌月の開放日時を報告してもらい、毎月20日に一斉受け付けを実施しているところでございます。

鍵の受け渡しや手続きに要する時間の確保のため、使用する1週間前までとしていくことを明らかにしているところでございます。

また、団体登録の手続きや使用申請につきまして、郵送やインターネットでの受け付けを可能にしてほしいというご意見をいただいたところでございますが、登録の手続きにつきましては、証明書の提出や構成員の住所、年齢等の確認というのが学校施設を使用する上で必要な手続きとなっております。

そのため、学校の安全管理上、書類審査等、手続きについては引き続きご協力をお願いしてまいりたいと考えております。

一方で、郵送やインターネットによる登録の実施の可能性などについては、今後、研究していきたいと考えております。

また、使用申請につきましては、一斉受け付けに参加していただいて、団体同士の話し合いによって行っていることから、抽選というよりは話し合いでとは考えております。インターネット申し込みについては、今のところ変更は予定していないところでございます。

また、今後、見直しの中でうたわれております使用日調整会議、こちらの方に、

順次、移行してまいりたいと思っておりますので、その旨をお答えしているところでございます。

使用料につきまして、徴収には反対といったご意見を4件ほど頂戴いたしました。

区の考え方といたしましては、受益者負担の適正化の観点からも、登録区分を設定しながら、区分に応じ、原則、使用料を徴収するということで考えております。ただし、少年少女団体は免除、あるいは高齢者や障がい者の団体については減額というようには考えているところでございます。

続いて、登録区分について、高齢者団体の区分は構成員全員が65歳以上となっているが、65歳以上の割合を変更してほしいとのご意見を29件頂戴いたしました。

区の考え方としましては、今回の見直しについては、先ほど申し上げましたように、受益者負担の適正化の観点からも、原則、使用料を徴収していきたいと考えております。

一方で、このたびのご意見を踏まえまして、構成員の大半が65歳以上であれば、高齢者団体として登録できるように、今後、検討してまいりたいと考えております。

次に、施設の優先使用につきまして、土曜日、日曜日、祝日の使用を地域優先にしてほしいといったご意見を2件頂戴いたしました。

当該学校を使用する団体については、使用日調整会議に参加していただきながら、地域の団体同士での話し合いで使用日を決定していくというようなことで考えておりますので、そう答えさせていただいたところです。

最後に、その他といたしまして、今まで使用しているので今後も使用できるようにしてほしいとか、あるいは、使用料につきまして、適正な使用料にしてほしい、また、徴収した使用料の使用目的についても明確に公開してほしいといったご意見をいただいたところです。

実際に開放する日時は学校ごとによって変わってくる場合がございます。そういったところからも、使用日時を固定しての使用申請はできないというようなことでお答えさせていただいております。

また、使用料につきましても、物件費、人件費、光熱水費などを勘案しながら使用料を算定しております。また、事業実施の経費に充当されているということで、消耗品費や修繕費、委託料といったところでの経費の1割程度をご負担いただいているということでお答えさせていただいております。

このように区民の皆様からいただいたご意見に対しまして、お答えをしながら、また、よりよい新たな制度として、学校施設開放事業を展開してまいりたいと考えております。

最後に、今後の予定でございますが、最初のページにお戻りいただきたいと思います。

8月28日開催の文教児童委員会にこちらの方を報告させていただきまして、その後、区のホームページやパブリックコメントにかかる意見の概要を、区の考

とになってございます。

場所は成増アートギャラリーということで、翻訳大賞の表彰式をあわせて実施いたしますので、教育委員の皆様にもご出席いただきたいということでご招待状を、発送させていただいたところです。

夏休み期間中の、暑い、お忙しいところでございますけれども、ぜひ、お越しいただければと思っております。

なお、表彰式にご都合が悪い方につきましても、1週間開催しておりますので、ぜひ、お運びいただければと思います。

今回は、昨年度と違いまして、表彰会場が成増アートギャラリーの方ということで、そちらの方はお間違いなくお越しいただければと思いますので、どうぞよろしくお願いいたします。

なお、チラシの裏面の方に「第22回いたばし国際絵本大賞の翻訳作品募集」とございますけれども、今回の表彰式につきましては、21回の表彰をするものでございまして、こちらにつきましては、2月の審査結果が出ましてから、表彰式が8月のブックフェアということで、6カ月間経過ということで、以前からも、教育委員さんの方から、その期間が長いということで、改善した方がよいということでご意見をいただいているところでございます。

しかしながら、検討させていただきましてところ、図1の資料、その他、(1)のところでございますように、21回の翻訳大賞の最優秀翻訳大賞の受賞2作品を、8月下旬に、ようやく6カ月経過したところで出版することができる運びになりまして、それをボローニャ・ブックフェア in いたばしにおきまして、先行販売させていただきます。

というような期間が必要ということで、こちらにつきましては、検討させていただいたところでございますけれども、従来どおり、6カ月後にはなりますけれども、次回の22回につきましても、成人の部につきましては、こちらのブックフェアの方で表彰させていただければと思っております。

そういうことで、ブックフェアの方には出版社の方もお招きしておりますので、PRができるということでご理解いただければと思っております。

こちらにつきましても説明は以上でございます。

教 育 長 ご質問、ご意見、よろしいでしょうか。

高 野 委 員 この表彰式の時期についてですけれども、前回の表彰式の後に、審査員の先生と受賞者の方たちと少し懇談する場がありまして、伺ってみたのですけれども、受賞者の方は、皆さん、地方からいらっしゃる方も多くて、やはりこのブックフェアに参加したいということで、ご自身も遠くからいらっしゃるのに夏休みがいいということで、この時期が受賞者の方たちにとっても大変いいのだと思いました。

あと、出版社というのも、多分、20回の最優秀を受賞された方が、この国際絵本翻訳大賞について、大変すばらしいということで、ご自身で出版社をつくっ

て受賞作品をどんどん皆さんに発信していきたいのだということだったと思います。ですから、そういう新しい本が見られるということは私たちも大変嬉しいことです。

中央図書館長 ありがとうございます。

教 育 長 よろしいでしょうか。

(はい)

○報告事項

13. 板橋区高島平図書館軽食・喫茶室の運営開始について

(図-2・中央図書館)

教 育 長 では、報告13「板橋区高島平図書館軽食・喫茶室の運営開始について」、中央図書館長より報告願います。

中央図書館長 「図-2」をご覧ください。

高島平図書館につきましては、指定管理者に事業運営を行っていただいております。その施設内の行政財産使用許可を受けまして、昨年末まで軽食・喫茶を運営していました事業者から、本年4月から営業を取りやめたい旨の申し出がありましたので、プロポーザル方式による公募を行いまして、事業者を募集して、このたび、事業者が決定し、8月1日より営業開始することになりましたので、報告するものでございます。

運営事業者は、株式会社図書館流通センターということで、高島平図書館の指定管理者と、結果として、同様の事業者となりました。

こちらにつきましては、営業時間を午前9時から午後8時までということで、これまでは5時までだったのですけれども、利用者のサービス向上ということで、プロポーザル結果として選ばれたということがございます。

施設につきましては、4番にございますように40.57㎡ということで、こちらの方は、行政財産の目的外使用ということで、減額になりますけれども、区が、使用料を徴収するものでございます。

また、営業開始まで時間がかかりましたことにつきましては、30年間、こちらの施設は改修を大規模に行ってございませんでしたので、このたび、新たな事業者ということで点検したところ、設備の経年劣化が予想以上に進行していたということで、区の方で色々と補修工事などを実施したということで、8月1日からの営業ということになりました。

以上、報告させていただきます。

教 育 長 ご質問、ご意見等はございますでしょうか。

(なし)

教 育 長 では、以上をもちまして、本日の教育委員会を閉会いたします。

午後 00時 00分 閉会